

税務における第一人者
“税務マエストロ”による税実務講座

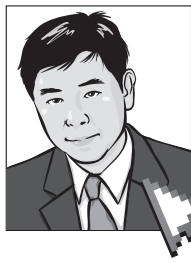
税 務 マエストロ

TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

お問合せの多い ご質問 (Part3)

#299 熊王征秀
(税理士)



略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

東京税理士会会員相談室委員、東京地方税理士会税法研究所研究員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。 ta@lotus21.co.jp

マエストロの解説

「お問合せの多いご質問」が令和6年1月26日に更新され、新たに4問が追加された。また、翌月の2月19日には、新問の追加はなかったものの問⑮が改訂され、内定者や採用面接者に支払った交通費の取扱いが明記された。その後、2月29日には問⑳と㉑が追加となり、めまぐるしいまでの追加と改訂に追いつけない実務家も多いのではないだろうか。

本稿では「お問合せの多いご質問」のうち、令和6年2月19日に改訂された問⑮を再確認するとともに、1月26日と2月29日に追加公表された6題（問⑲～問㉑）の内容について検討する。

なお、問①～⑱については、本誌No.1006（2023.12.11号）とNo.1011（2024.1.22号）にて解説しているので参照されたい。

問⑮ 派遣社員等や内定者等へ支払った出張旅費等の仕入税額控除

当社は、自社で雇用している従業員と同様に、派遣社員や出向社員が出張した際にも、旅費規程に基づき出張旅費を支払っています。当該出張旅費については、派遣元企業や出向元企業を通じて当該社員に支払われることになるのですが、仕入税額控除の要件として派遣元企業や出向元企業から請求書等の交付を受け、これを保存する必要はありますか。また、内定者や採用面接者に対し、内定者説明会会場や面接会場までの交通費等を支給する場合の取扱いはどうなりますか。【令和6年2月19日改訂】

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい